

息子さん・娘さん・お友達に

# 久瀬地区への「ふるさと納税」を

みんなで呼びかけませんか！

この企画は、昨年より始まった「ふるさと納税制度」を積極的に活用することにより、  
町外からの税金（寄付）を、地区のまちづくりにつなげていくために検討したものです。

みなさん、「ふるさと納税」という制度をご存知ですか？

きっと、

「名前は聞いたことあるなあ」

「芸能人がしたってテレビで流れていたなあ」

と、制度そのものをよくご存じない方がほとんどではないかと思えます。

実は、「ふるさと納税制度」をうまく使うと、役場が財政運営の上で助かるだけでなく、  
「久瀬地区」といった地区のまちづくりにも活用することができます。

「ふるさと納税」のやり方はとってもカンタン。ぜひ、みなさんの息子さん・娘さん・  
ご親戚・ご友人に呼びかけて、久瀬に「ふるさと納税」してもらいましょう！！

## ？「ふるさと納税制度」ってそんなことができるの？



- ・ **できます。今すぐにでもできます。**
- ・ ポイントは、役場でふるさと納税する際に、「久瀬地区のために使ってください」と言って(書いて)もらうこと、です。「久瀬地区のために」といって寄付されれば、受け取った役場では、それ以外の目的に使うことはできませんよね！？
- ・ また、「ふるさと」とありますが、人には人それぞれの「ふるさと」があります。「第二のふるさと」「心のふるさと」などなど、必ずしも「出生地」に寄付するだけではなく、自由に寄付先の自治体を選ぶことができます。このため、いろんな人に呼びかけてみてはどうでしょうか。

※ 5,000 円の負担は生じますので、ご留意願います。

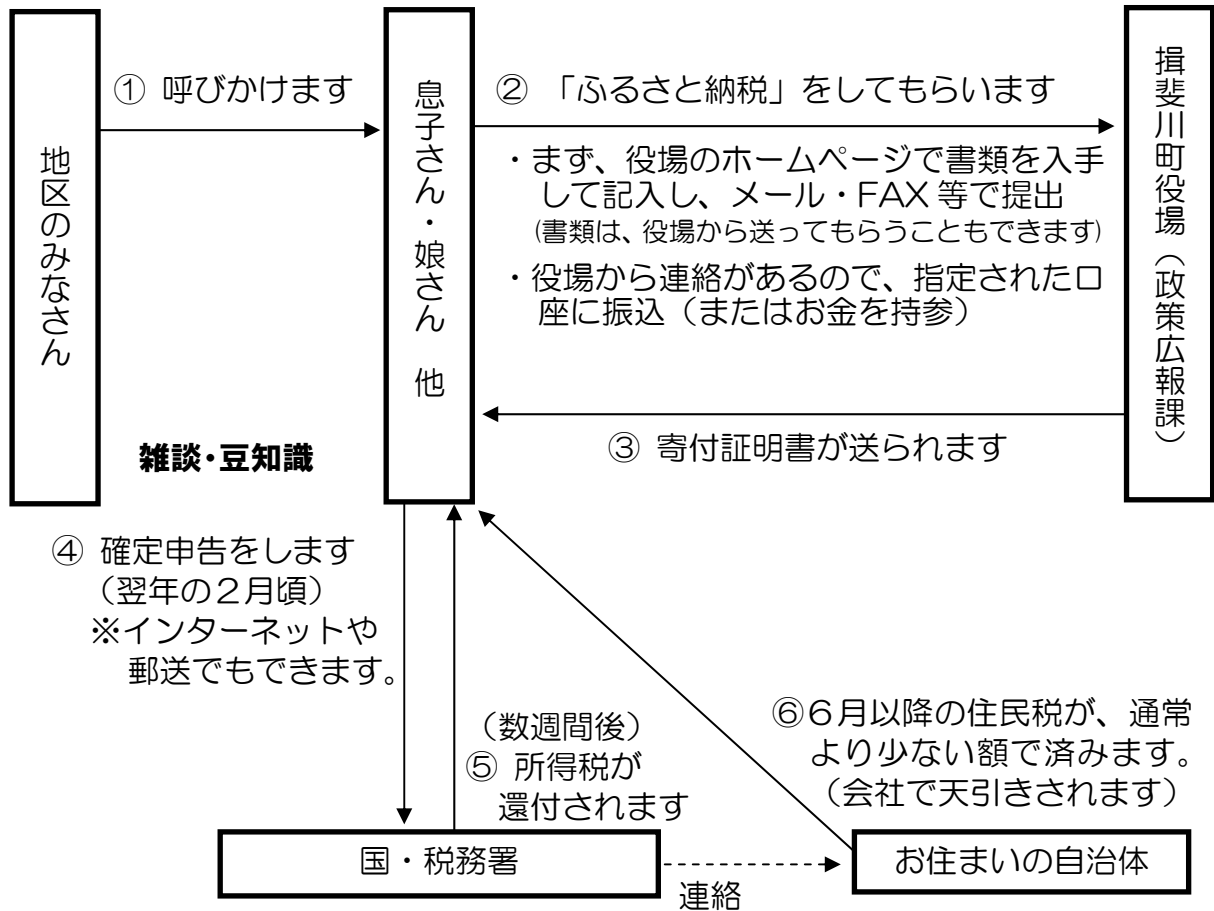
お問合せ：久瀬まちづくり協議会

TEL：0585-54-2521・54-1033

とってもカンタン!

## 「ふるさと納税」の手続き方法

○一般的なサラリーマンの方の手続き方法をまとめましたので、参考にどうぞ。



## いくらまで「ふるさと納税」できるの？

★ 「ふるさと納税」が適用される限度額・割合は、その人の所得税の税率によって変わります。（一般的には、住民税の約14%+5,000円が上限となる人が多いようです。）

※ 「ふるさと納税制度」の詳細は、全国自治体ふるさと納税応援サイト「ふたくす」(<http://f-tax.jp>)等をご覧ください。

「取られる」といったイメージの強い税金の一部を、ぜひ、ふるさと久瀬地区のために移してもらえよう、多くの人にお誘いください。

そして、その「みなさんのところざし」を基に、元気で住みよい久瀬地区をつくらうではありませんか！

ご協力のほど、よろしくお願いいたします。